

第3次あま市地域福祉計画 令和5年度事業実績・令和6年度実施計画

資料3

★基本方針 1. 地域コミュニティの再構築

重点施策

(評価基準)
 A:かなり取り組めた(100%以上実施)
 B:取り組めた(70%以上100%未満実施)
 C:ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
 D:あまりできなかった(40%未満実施)
 E:事業未実施

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(1) 人権尊重の推進	①	人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報あまや啓発パンフレット、市公式ウェブサイト、講演会等を通して啓発していきます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	広報、市ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間特集号」の発行 ・「人権まんが冊子」の発行 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更し作成する。 ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・懸垂幕の掲示(人権週間(本庁舎、基庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2つのテーマを変更した。 ・女性活躍情報誌を発行(38,000部)し、市内全戸配布した。 ・懸垂幕の掲示(人権週間(庁舎、人権ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し(1件)	A	1:継続	・「人権特集号」の発行(39,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更し作成する。 ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・懸垂幕の掲示(人権週間(庁舎、人権ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	人権推進課
		人権教育・啓発の推進 「重点施策1①(計画書p39)」	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	人権教室 ・令和5年8月開催予定 ・令和5年10月26日(木) 七宝北部・大花保育園にて開催予定	人権教室 ・令和5年8月22日(火)に甚目寺南児童クラブにて実施した。 ・令和5年10月26日(木)大花保育園にて実施した。 七宝北部保育園で実施予定だった人権教室はコロナのため中止になった。	A	1:継続	人権教室 ・令和6年8月7日(水)に甚目寺小児童クラブにて実施。 ・令和6年10月31日(木)篠田・五条保育園にて実施。	人権推進課
				1) 人権講演会開催事業	1) 海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	1) 海部地区人権教育講演会 日時:令和5年8月4日(金)午後2時~4時 講師:山崎洋実氏(子育てコーチング講師) 演題:戦わないコミュニケーション イライラとうまく付き合う 会場:甚目寺公民館大ホール	1) 海部地区人権教育講演会 日時:令和5年8月4日(金)午後2時~4時 講師:山崎洋実氏(子育てコーチング講師) 演題:戦わないコミュニケーション イライラとうまく付き合う 会場:甚目寺公民館大ホール 講演会を開催し、人権意識を高める啓発を行った。	B	1:継続	1) 海部地区人権教育講演会 日時:令和6年8月2日(金)午後2時~4時 講師:安達阿記子氏(パラリンピック金メダリスト) 演題:夢に向かって 会場:甚目寺公民館大ホール	学校教育課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
					1-1) 講演会の実施、人権 作文発表、ふれあいコン サート、パネル・啓発作品 の展示。	1-1) 人権講演会 日時：令和5年11月26日 (日) 場所：あま市美和文化会館 大ホール他 内容：人権講演 募集人数：700名(予定) その他：中学生による人権 作文発表、人権啓発パネル 展示	1-1) 人権講演会 日時：令和5年11月26日 (日) 場所：あま市美和文化会館 大ホール他 内容：人権講演 募集人数：195名 その他：中学生による人権 作文発表、人権啓発パネル 展示	A	1：継続	1-1) 人権講演会 日時：令和6年11月24 日(日) 場所：あま市基目寺公民館 大ホール他 内容：人権講演 募集人数：500名(予定) その他：中学生による人権 作文発表、人権啓発パネル 展示	人権推進課
				2) 指導者養成のための学 習機会の提供・参加促進	2) 人権教育の指導者を養 成する機会の充実、参加促 進に努める。	2) 新任転任の教職員研修 をはじめ人権感覚を高める 研修会 令和5年8月28日(月)	2) 新任転任の教職員研修 をはじめ人権感覚を高める 研修会を行い、指導者の養 成を図った。	B	1：継続	2) 新任転任の教職員研修 をはじめ人権感覚を高める 研修会 令和6年8月26日(月)	学校教育課
				3) あま市小中学校人権教 育研究会活動	3) あま市人権教育研究会 を中心に各校の人権教育を 推進する。	3) 各校の授業実践等の資 料収集と啓発に資するため に人権教育研究紀要第14 集を作成予定。	3) 各校の授業実践等の資 料収集と啓発に資するため に人権教育研究紀要第14 集を作成し配布した。	A	1：継続	3) 各校の授業実践等の資 料収集と啓発に資するため に人権教育研究紀要第15 集を作成予定。	学校教育課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
②				4) ところ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	4) 主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	4) 各学校の年度当初の計画をもとに道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図ることができた。	B	1：継続	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	学校教育課
				人権教育講演会の開催	市民、教職員、保育園職員及びPTAに対する人権啓発の推進、人権意識の向上及び人権問題の正しい理解を目的として、あま市小中学校人権教育研究会との共催により人権教育講演会を開催する。	令和5年8月4日（金）午後2時から、菫目寺公民館大ホールにて、山崎洋実氏を講師とし招き、講演会を実施する。	令和5年8月4日（金）午後2時から、菫目寺公民館大ホールにて、山崎洋実氏を講師として招き、講演会を実施した。	B	1：継続	令和6年8月2日（金）午後2時から、菫目寺公民館大ホールにて、安達阿記子氏を講師として招き、講演会を実施する。	生涯学習課
				1) 人権研修の実施	1) 保育に携わるすべての職員を対象に人権についての研修を行っている。	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施（予定） 日時：令和5年11月16日（木）午後4時30分～6時 場所：美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員 テーマ：未定 講師：愛知県民文化局人権推進課 未定	・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施 日時：令和5年11月16日（木）午後4時30分～6時 場所：美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員 テーマ：人権について 講師：愛知県民文化局人権推進課 山田 章貴	A	1：継続	人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施（予定） 日時：令和6年12月2日（月）午後4時30分～6時 場所：あま市役所 対象者：あま市保育園等職員 テーマ：人権について 講師：愛知県民文化局人権推進課 山田 章貴	保育課
				1-1) 人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。（課長以上） ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年7月26日（水） 対象職員：課長以上 ②人権全般について 日時：令和6年1月31日（水） 対象職員：課長以上	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修を実施した。（課長以上） ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年7月26日（水） 対象職員：課長以上 ②人権全般について 日時：令和6年1月31日（水） 対象職員：課長以上	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修を実施した。（課長以上） ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年7月26日（水） 対象職員：課長以上 ②人権全般について 日時：令和6年1月31日（水） 対象職員：課長以上	A	1：継続	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修を実施する。（課長以上） ①ファミリーシップ制度について 日時：令和6年5月20日（月） 対象職員：課長以上 ②人権全般について 日時：令和7年1月16日（木） 対象職員：課長以上	人権推進課
					1-1) 人権施策推進本部会 員人権研修を実施する。 ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年10月27日（金） ②職場のハラスメント 日時：令和6年1月17日（水）	1-1) 人権施策推進本部会 員人権研修を実施した。 ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年10月27日（金） ②職場のハラスメント 日時：令和6年1月17日（水）	1-1) 人権施策推進本部会 員人権研修を実施した。 ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年10月27日（金） ②職場のハラスメント 日時：令和6年1月17日（水）	A	1：継続	1-1) 人権施策推進本部会 員人権研修を実施する。 ①ファミリーシップ制度について 日時：令和6年5月20日（月） ②複合差別について 日時：令和7年2月6日（木）	人権推進課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
③					市職員がそれぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年7月14日(金) ②外国人の人権 日時：令和5年8月8日(火) ③拉致問題 日時：令和6年2月7日(水)	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和5年7月14日(金) ②外国人の人権 日時：令和5年8月8日(火) ③拉致問題 日時：令和6年2月7日(水)	A	1：継続	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①ハンセン病問題について 日時：令和6年7月18日(木) ②インターネットによる人権侵害について 日時：令和6年10月9日(水) ③性的マイノリティについて 日時：令和7年1月21日(火)	人権推進課
				2) 人権教育の実施	2) あま市における保育所人権保育指針を基に子どもたちに人権についての教育を進めている。	人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和5年6月19日(月) ②未定 ③未定 ④未定 内容：セルフチェックを設けて自己評価と振り返りによる保育場面の実践記録	人権委員会の実施(4回実施) ①令和5年6月19日(月) ②令和5年8月31日(木) ③令和5年9月25日(月) ④令和5年11月28日(火) 内容：セルフチェックを設けて自己評価と振り返りによる保育場面の実践記録	A	1：継続	人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和6年6月19日(水) ②令和6年8月6日(火) ③令和6年10月21日(月) ④令和6年12月頃(予定) 内容：不適切保育の原因とその背景について	保育課
	③	差別意識の解消に向けた啓発の推進	部落差別(同和問題)に対する正しい理解を深め、差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	1) 広報紙や市公式ウェブサイトによる啓発	1) 広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報誌や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	広報紙や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努めた。	B	1：継続	広報紙や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。	人権推進課
				2) パンフレットなど啓発資料の作成・配布	2) 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行った。	B	1：継続	啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	人権推進課
				3) 部落(同和)差別問題研修事業	3) 部落(同和)差別問題の解決に向け、研修を実施する。	人権施策推進本部員・幹事会人権研修 人権全般(部落差別(同和問題)含む)について 日時：令和6年1月31日(水)	人権施策推進本部員・幹事会人権研修 部落差別、LGBT、子ども人権について 日時：令和6年1月31日(水)	A	1：継続	人権講演会 ネットの人権侵害と部落差別 日時：令和6年11月24日(日)	人権推進課
	④	人権ふれあいセンターの有効活用	人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。	地域福祉の拠点となるよう、教室等の開催を実施する	地域福祉の拠点となるよう、教室等の開催を実施する				3：新規	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	人権推進課
				啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図った。	A	1：継続	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。	人権推進課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
	⑤		啓発活動を行っていきま す。 市職員については、職員対 応要領により窓口対応の向 上を図り、市職員の差別解 消に関する研修会を継続し て実施していきます。	合理的配慮に関する啓発チ ラシの作成・配布	海部東部障害者総合支援協 議会の権利擁護支援部会に おいて、障がいのある人へ の合理的配慮に関する4コ マ漫画を作成し、関係機関 への配布を行う。	引き続き、あま市・大治町 障がい者支援協議会（旧海 部東部障害者総合支援協 議会）において、障害者差別 解消の周知・啓発に努めて いく。	はたらく情報発信フェアに おいて、合理的配慮に関す る掲示物啓発及び来場者へ 啓発チラシの配布を行っ た。 また、中学生人権教室、あ ま市権利擁護センター主催 講演会や市民人権講座等の 講演会にて参加者へ啓発チ ラシを配布した。	A	1：継続	引き続き、あま市・大治町 障がい者支援協議会におい て、障害者差別解消の周 知・啓発に努めていく。	障がい福祉課
	⑥	福祉教育の推進 「重点施策1① （計画書p39）」	学校教育において、様々な 学習機会を通じ、地域福祉 への理解を深めていきま す。 社協では、市内の小・中・高 等学校を社会福祉協力校と して指定し、手話・点字・車 いす及び盲導犬等の福祉体 験（福祉実践教室）を行い、 各学校の福祉に関する取組 を支援します。	福祉実践教室等の実施	総合的な学習の時間で、福 祉をテーマにした学習を実 践する。	市内17校中16校で福祉体験 教室を予定し、1校について 検討中 【七宝小】検討中 【宝小】R4.11予定 【伊福小】R4秋予定 【秋竹小】R4.7.15 【美和小】R4.7.6 【正則小】R4.11.17予定 【篠田小】R5.2.24予定 【美東小】R4.6.15 【基小】R4.11.9予定 【基南小】R4.12予定 【基東小】R4.6.17 【基西小】R4.11～12予定 【七宝中】R4.9.9予定 【七北中】R4.6.30 【美和中】R4.6.9～10 【基中】時期未定 【基南中】R4.11.4予定	市内17校で福祉実践教室を 実施 【七宝小】R5.10.3 R5.12.13 【宝小】R5.10.24 【伊福小】R5.12.8 【秋竹小】R5.12.6 【美和小】R5.11.29 【正則小】R5.11.17 【篠田小】R5.12.15 【美東小】R5.6.16 R5.10.19 【基小】R5.11.2 【基南小】R5.12.1 【基東小】R5.7.5 【基西小】R5.10.17 【七宝中】R5.11.7 【七北中】R5.6.28 【美和中】R5.6.14 【基中】R5.11.8 【基南中】R5.11.30	A	1：継続	市内17校中16校で福祉実践 教室を予定し、1校について 検討中 【七宝小】R6.10.4 【宝小】R6.10.8 【伊福小】検討中 【秋竹小】R6.10.17 【美和小】R6.6.25 【正則小】R6.11.8 【篠田小】R6.9.25 【美東小】R6.6.18 【基小】R7.1.15 【基南小】R6.11.19 【基東小】R6.6.7 【基西小】R6.10.22 【七宝中】R6.5.30 【七北中】R6.6.21 【美和中】R6.6.20 【基中】R6.10.29 【基南中】R6.11.28	学校教育課
				福祉教育の一環として、市 内の小・中・高等学校19 校すべてが社会福祉協力校 として福祉体験を実施	小さい頃から思いやりや支 え合いの心を育ていくた め、福祉実践教室では障が い者等が身近に感じれるよ う体験をする。また、認知 症への対応を学ぶ。 10年後、20年後におけ る地域の担い手を育ててい く。	福祉実践教室に関しては、 コロナ禍においても、あま 市内の全校で実施出来るよ う感染対策を行い、工夫し 計画をしていく。感染対策 を行い園児との交流等の他 の内容も検討していく。ま た、地域交流の観点から、 福祉団体等との交流も検討 していく。	市内全て 19校委嘱 福祉実践教室 19校実施 福祉実践教室延べ参加者数 2,719人 福祉実践教室の実施校が昨 年より多い19校実施でき た。ただし、園児との交流 等の行事はできなかった。	A	1：継続	福祉実践教室を実施する前 には必ず学校と講師と打合 せを行い、目的やねらいの すり合わせを行う。実施後 は、全児童・生徒からの意 見を集約し、教師や講師と いった関係者間で相互評価 を行い、福祉教育のスキル アップを図っていく。	社会福祉課
	⑦	障がいの特性についての周 知・啓発	障がいの特性について、広 報あま市公式ウェブサイト などの様々な媒体で周知 し、理解を深めます。	冊子「障がいがある方たち の災害24時」による啓発 活動	各障がいの特性とそれに 応じた災害時の対応を紹 介する冊子を配布すること で、啓発活動を行う。	引き続き、あま市・大治町 障がい者支援協議会（旧海 部東部障害者総合支援協 議会）において、障がいの特 性についての理解や周知に 努めていく。	はたらく情報発信フェアに おいて、冊子「障がいがあ る方たちの災害24時」の 配布を行った。また、民生 委員児童委員協議会にてマ ニュアルの説明および障が い者理解についての説明を 実施した。	A	1：継続	引き続き、あま市・大治町 障がい者支援協議会におい て、障がいの特性について の理解や周知に努めてい く。	障がい福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
	⑧	認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座を定期的に開催することで、サポーターの普及に努めるとともに、認知症に対する正しい知識や理解から、認知症の人と家族への支援を含めた、地域で支えるしくみづくりを進めていきます。	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	一般市民や市内中学生、各種団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催していく。	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	20回開催975人養成 市新任職員 28人 中学校 823人 民間企業等 74人 市民 50人 計 975人	A	1：継続	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	高齢福祉課
(2) 地域コミュニティ参加の周知・啓発	①	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、「地域共生社会」の意義等を周知していきます。	広報、社協だより、市公式ウェブサイト、LINE等による情報提供	保護司や民生委員・児童委員、赤十字奉仕団員に対し、講演会やイベント等の情報提供や参加の促進。	講演会やイベント等の活動内容を情報提供し、地域コミュニティの参加を促進し、地域共生社会の実現を目指す。	広報等により、情報提供を行い、地域コミュニティへの参加の促進に努めた。	A	1：継続	講演会やイベント等の活動内容を情報提供し、地域コミュニティの参加を促進し、地域共生社会の実現を目指す。	社会福祉課
	②	地域活動や行事への参加促進	地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭×ボランティアフェスティバル「あまのわ」のイベントなどを通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	ポスティングや回覧、チラシ、市公式ウェブサイト、会議等で参加依頼	会議やイベント等で依頼し、参加してもらい地域のつながり強めてもらう。	まだ開催されていない地域サロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。	令和5年度においては、市内24地区、29サロンが開催された。	A	1：継続	サロン（28か所）の活動の周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促していきます。サロンがない地域には、区長や民生委員・生活支援コーディネーター等から地域の実情や課題を把握していく。サロンスタッフのスキルアップのための勉強会と交流会・視察研修（半田市）を実施します。	社会福祉課
				あまのわ（市民活動祭）の実施、周知。	・市民に広く知ってもらう機会に加え、市内の市民活動団体の活動発表や魅力について発信する機会を創出する。 ・市民活動団体がイベントに主体となって参画することで、市民協働を推進していく意識の醸成を図る。 ・行事のチラシの全戸配布や情報誌の回覧を通して、地域活動や行事への参加促進を促す。	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託する。10月頃に実施予定。オフラインのイベント形式で開催予定。（甚目寺総合体育館）全戸配布やSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	市民活動祭（あまのわ）運営業務を市内NPO団体に委託し、令和5年10月21日（土）に美和文化会館で実施した。会場の変更に伴い、大ホールプログラムや屋外のマルシェなど、多様な主体と協働を実施する機軸を創出した。また、第7回市民活動祭（あまのわ）のチラシを全戸配布し、各種SNSを活用して多様な参加者へ周知したことで、過去最多である総参加者3,000人となった。	A	1：継続	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託し、多様な主体と連携して協働による運営、企画を実施する予定。10月頃、美和文化会館で開催予定。全戸配布やSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	企画政策課

第3次あま市地域福祉計画 令和5年度事業実績・令和6年度実施計画

資料3

★基本方針 2. 福祉コミュニティの充実

重点施策

(評価基準)
 A: かなり取り組めた(100%以上実施)
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
 D: あまりできなかった(40%未満実施)
 E: 事業未実施

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(1) 生活環境・地域の包括的な支援の充実	①	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスを運営しています。市巡回バス利用のPR等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	1) あま市巡回バス運行	1) あま市内の公共交通を確保するため「移動に困っている高齢者等の日常生活を支えることを目的」として、あま市巡回バスを定時定路線で運行している。 ・あま市巡回バスは、火曜日、水曜日、金曜日を運行日とし、北部、南部、東部巡回ルート of 3路線により市内をくまなく運行している。	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	1) 新庁舎開庁に伴うルート改定を行い巡回バスの運行を継続した。利用者数の集計を行い、利用状況の把握を行った。	B	1: 継続	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	企画政策課
				2) 広報での啓発	2) 毎月広報に利用者数を報告するとともに、あま市巡回バスに関する事項を掲載し、広く市民へ周知している。	2) 広報での啓発を継続する。	2) 広報で毎月の利用状況についても記載するとともに、無料乗車券やマイ時刻表の周知を行った。	B	1: 継続	2) 広報で毎月の利用状況についても記載するとともに、無料乗車券やマイ時刻表の周知を行う。	企画政策課
	②	既存施設のバリアフリー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備、改善に取り組みます。	あま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	既存施設についての施策は特にありません。新規に設置する公園については、前述の条例に基づき、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備します。	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	公園の新規設置は行っていない。	E	1: 継続	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	都市計画課・土木課
	③	安全な道路交通環境の整備推進	高齢者や障がいのある人、子どもなど、すべての人に配慮したユニバーサルデザインによる公共的な建物・道路等の整備を促進します。安全で安心した生活が送れるように危険箇所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。	あま市独自の施策はありません。公共建築物の建設時には、愛知県の定める人にやさしい街づくり条例に基づいて整備するよう情報を提供します。	公共建築物の建設時に愛知県が定める、「人にやさしい街づくり条例」に基づいた情報提供を行う。	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づいた情報提供を5件行った。	A	1: 継続	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	都市計画課・土木課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
④		社協との連携強化	社協は、公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として活動しています。障害者相談支援事業や地域包括支援センター事業を市より受託し、各種相談支援を行っています。今後もより緊密な連携を図るため、調整会議を実施していきます。	定期的な会議の開催	年12回 社会福祉課、高齢福祉課と社協幹部の連絡調整会議を開催し、情報共有や意見交換、方向性等調整している。	社協が地域福祉を牽引し、事業を円滑に進めていけるよう、また関係各課と情報共有や意見交換し、問題点の調整するために連絡調整会議を開催する。	社協と関係各課とで年12回、連絡調整会議を開催し、意見交換及び情報交換しながら、委託事業における問題点を調整した。	A	1：継続	社協が地域福祉を牽引し、事業を円滑に進めていけるよう、また関係各課と情報共有や意見交換し、問題点の調整するために連絡調整会議を開催する。	社会福祉課
				高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいる。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいく。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応した。	A	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢福祉課
⑤		民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員活動において、市民の多様な相談内容に対応できるよう、研修機会の拡大等の支援を実施していきます。	定期的な会議の開催	月1回、役員会と定例会を3地区民児協で開催し、連携を密に図るとともに、市民協としての役員会も随時開催し、委員のニーズを常に把握する。	市民協役員会及び地区民協役員会を、原則毎月1回開催し、民生委員・児童委員との連携を確保する。	12回の市民協役員会及び地区民協で36回の定例会を開催。	A	1：継続	市民協役員会及び地区民協定例会を、原則毎月1回開催し、民生委員・児童委員との連携を確保する。	社会福祉課
⑥		地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括ケアシステムの推進に向け、NPO、ボランティア、民間事業者、地域団体等、多様な主体と行政が協力・連携を図り、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを進めていきます。	I C Tを活用した医療と介護サービスの連携	登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っている。	引き続き登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っている。	利用施設登録数99事業所 利用者数232人 患者登録数6人 医療と介護の連携の情報共有・意見交換を行った。	A	1：継続	引き続き登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っている。	高齢福祉課
⑦		地域の見守りネットワークの確立	安心支え合いネットワーク事業（社協）では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア（支え合いネット員）が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業体制の充実を図ります。また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店、薬局、ドラッグストアなど、「あま市高齢者地域見守り協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今後も民間事業者等との連携を進めていきます。	安心支え合いネットワーク事業では、年4回打合せ会を実施	打合せ会では、日頃の「見守り」「声かけ」「安心電話」「お助け」活動に対して、意見交換や連絡調整を行います。うち1回は先進地視察も行い、ボランティア（ネット員）の交流やスキルアップにつなげていく。	・住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるように、地域のボランティアが一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、見守り・声掛け・電話等による安否確認やゴミ出し等のお助け活動を継続的に実施する。 ・安心支え合いネットワーク事業ネット員会議の開催 ネット員相互による情報伝達や意見交換を図り、円滑な事業運営を図る目的で実施する。 ・年4回程度のネット員の交流会や研修会を実施する。 ・コロナの状況に応じた対応、電話による安否確認の登録を推奨する。	◆ネット員登録者数105人 ◆利用登録者数134人 内訳 見守り27人 声掛け24人 安心電話73人 お助け ゴミ出し・買い物支援10人	A	1：継続	利用希望者と登録しているネット員のマッチングが難しい場合には、地区の民生委員へ連絡をして、その地域の実情を把握する。その上で協力していただける地域住民がみえる場合には紹介していただき、ネット員の登録へ繋いでいく。 3地区それぞれで年1回、ネット員会議を開催し勉強会と交流会を実施する。	社会福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
				高齢者見守りネットワーク事業では、民間事業者等との連携を進めていきます。	行政・民間・地域等が連携していけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。	新たに営業を開始する事業者に協力を求めている。	新聞販売店 10事業所 金融機関 17事業所 ライフライン 52事業所 配食宅配事業者 9事業所 生鮮食料品店 13事業所 薬局・ドラッグストア 18事業所 その他の業種 7事業所	B	1：継続	新たに営業を開始する事業者 に協力を求めている。	高齢福祉課
⑧		NPO団体・市民ボランティア等との連携	市民活動センターを拠点として活動しているNPOや市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。 子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行い、情報共有や意見交換を行っていきます。	1) 市民活動センターと連携し、市民協働に関する支援を行う。	1) 市民活動センターの指定管理者と定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有を行い、包括的な支援を行う。	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。	1) 定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有や包括的な支援を行うことができた。 SNS発信に力を入れたことにより、より多くの市民へ情報提供が可能となった。 (あま市市民活動センター公式インスタグラム、市公式インスタグラム) 令和6年度より、七宝公民館へ移転予定であり、移転に伴う打ち合わせや調整を重ねて滞りない運営に努めた。	A	1：継続	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。 移転後の運営について、柔軟に対応するため、定例ミーティングに加えてメールや電話での迅速な情報共有を行う。	企画政策課
				2) 市民協働ガイドブックの見直し。	2) 協働のすそを広げるために、まちづくり委員会にて、市民活動・協働ガイドブックの見直しを行う。	2) 引き続き、市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布する。 ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	2) 市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布した。 内容(レイアウト)の微修正を行い、更新したものを配布した。 令和6年度より、紙媒体ではなく電子データで各児童生徒の端末で活用できるように、学校教育課と連携して、調整を重ねた。 ※印刷製本費の削減、教職員の負担軽減に寄与する。	A	1：継続	2) 市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)のデータを小学校に共有し、タブレット端末で活用してもらう。※学校教育課の有する各学校との共有フォルダを活用。 ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	企画政策課
				「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催し、情報共有や意見交換を行い、各関係団体との連携を図ります。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を令和6年1月26日(金)に開催した。	A	1：継続	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	保育課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
	⑨	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込み詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。	振り込み詐欺対策の普及啓発活動	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が出向いて、講話を実施する。また、安全安心大会において、愛知県警察所属の防犯活動専門チームによる振り込み詐欺防犯の寸劇を実施する。	最新の特殊詐欺の手口や情報を、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員が提供するほか、メールや市公式ウェブサイトなどでも発信し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。 また、特殊詐欺対策機器購入費補助金を創設することで、地域防犯力の向上に努める。	最新の特殊詐欺の手口や情報を定期的に発信し、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員からその情報を提供した。また、メールや市公式ウェブサイトでも共有し、市民が詐欺被害に遭わないよう努めた。さらに、特殊詐欺対策機器購入のための補助金の活用を通して地域の防犯力の向上に努めた。	A	1：継続	最新の特殊詐欺の手口や情報を、高齢者が集うサロンなどで警察署員や危機管理課職員が提供するほか、メールや市公式ウェブサイトなどでも発信し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。 また、特殊詐欺対策機器購入費補助金の活用を促し、地域防犯力の向上に努める。	危機管理課
		こころの健康づくりに対する相談支援の充実	保健センターの窓口や電話による随時の健康相談、精神科医や公認心理士による相談等、こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。	精神科医、公認心理士による、予約制のこころの悩みに関する個別相談会を実施します。 また随時、保健師による電話、面接相談を実施します。	・精神科医による「精神保健相談会」 ・公認心理士による「こころの相談室」 ・保健師による電話相談、面接	・「精神保健相談会」3回／年実施（予約制） ・「こころの相談室」を随時実施（予約制） ・保健師による電話相談、面接を随時実施	・「精神保健相談会」5人／3回実施 ・「こころの相談室」3人実施 ・保健師による随時相談のべ電話235件 面接71件 訪問16件	B	1：継続	・「精神保健相談会」3回／年実施（予約制） ・「こころの相談室」を随時実施（予約制） ・保健師による電話相談、面接を随時実施	健康推進課
	⑩	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をするゲートキーパーを広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。 民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人、団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	民生委員・児童委員、一般市民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成のため、地区民生委員・児童委員に1期3年任期において、3地区民児協、輪番で実施する。	・令和5年9月に市役所新人職員における後期研修にて養成講座を実施する。 ・令和6年2月、七宝地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施する。 ・ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材の拡充のため、市内介護関係事業所職員にゲートキーパー養成講座を実施する。	・令和5年9月20日（水）に市役所新人職員における後期研修にて養成講座を実施。 ・令和5年10月11日（水）ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材の拡充のため、市内介護関係事業所職員にゲートキーパー養成講座を実施。 ・令和6年2月15日（木）、七宝地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集に対しゲートキーパー養成講座を実施。	B	1：継続	・令和6年9月11日（水）に市役所新人職員の後期研修、令和6年8月20日（火）、23日（金）に自殺対策推進本部部会員に対しゲートキーパー養成講座を実施。 ・上記以外の市職員に令和6年9～12月にeラーニングによるゲートキーパー養成講座を実施する。 ・市内小中学校のPTA役員に対し令和6年11月21日（木）ゲートキーパー養成講座を実施する。 ・令和7年2月3日（月）、民生委員・児童委員に対しゲートキーパー養成講座ステップアップ研修を実施する。 ・出前講座でゲートキーパー養成講座を随時実施していく。	健康推進課
	⑪	関係機関との連携・ネットワークの強化	自殺対策は行政だけで取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め、意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	あま市自殺対策ネットワーク会議を開催する。	関係機関、民間団体、行政棟で構成された「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、各機関の状況確認を行い、地域全体で自殺対策に取り組む機運を高め、体制整備につなげる。	「あま市自殺対策ネットワーク会議」を8月9日に対面式にて開催する。	令和5年8月9日（木）に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、自殺対策の進捗状況を報告するとともに、関係機関、民間団体との意見交換を行った。	B	1：継続	「あま市自殺対策ネットワーク会議」を令和6年8月2日（金）に開催。	健康推進課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
⑫		地域における子育て支援の 充実	児童館、子育て支援センター 及びつどいの広場を設置し、 子育て中の親子が地域で気軽 に集い交流できる場を確保す るとともに専門スタッフを配 置し、子育ての相談が気軽に できる体制の充実を図りま す。 子育てコンシェルジュを配置 し、教育・保育施設や地域の 子育て支援事業等の情報提 供、相談、助言等を行って いきます。	1) 児童館は、乳幼児及び 児童を対象に健全な遊びを 通じ、健康の増進、心を豊 かにする場を提供してい る。また、専門のスタッフ が常駐していることから、 子育ての悩み等が気軽に相 談する事が出来る。	1) 季節ごとの行事を通じ て、運動・工作を実施し、 児童（乳幼児は親子参加 型）の学びの場や発見の場 を作っている。	・児童館便りの掲示・配布 や、ウェブサイトにて行事 の告知や周知を行う。 ・「コアラ教室（月1回2 歳児親子対象行事）」や 「ちびっこあつまれ（月3 回0歳から就学前乳幼児親 子対象行事）」を実施す る。 ・児童館便りを掲示・配布 や、ウェブサイトにて行事 についての告知や周知を行 う。 ・季節ごとのイベントに関 連した行事や、集団での遊 び、個別での遊びを感染対 策や新しい生活様式を実施 しながら十分に満喫できる 時間を提供する。	児童館便りを掲示・配布 し、市公式ウェブサイトにて 行事の告知や周知を実施 した。また、「コアラ教室 （月1回、2歳児親子対象 行事）」や「ちびっこあつ まれ（月3回、0歳から就 学前乳幼児親子対象行 事）」等を実施し、季節ご とのイベントに関連した行 事や、集団での遊び、個別 での遊びが十分に満喫でき る時間を提供した。また、 感染対策や新しい生活様式 を実施しながら、児童館を 十分に満喫できる時間を提 供した。	B	1：継続	・児童館便りの掲示・配布 や、ウェブサイトにて行事 の告知や周知を行う。 ・「コアラ教室（月1回2 歳児親子対象行事）」や「ち びっこあつまれ（月3回0歳 から就学前乳幼児親子対象行 事）」を実施する。 ・季節ごとのイベントに関連 した行事や、集団での遊び、 個別での遊びを十分に満喫で きる時間を提供する。	子ども福祉課
				2) 子育て支援センター及 びつどいの広場は、子育て 中の親子を対象に、子育て 全般に関する専門的な支援 を行う場を提供している。 また、子育て支援員を配置 し、子育ての悩み等が気軽 に相談する事が出来る。	2) 自由来所では子育て支 援員が親子に寄り添い、保 護者が気軽に交流し、相談 できる環境を作っている。 また毎月、子育て広場や1 歳未満の親子対象の行事、 その他音楽あそびなど講師 を招いた様々な行事を開催 することで、親子の学びの 場と交流の場を提供してい る。	2) 季節ごとのイベントに 関連した行事や、集団での 遊び、個別での遊びを感染 対策や新しい生活様式を実 施しながら十分に満喫でき る時間を提供する。	2) 身近な場所で子育ての 悩み、相談が行えるよう利 用者が相談しやすい環境を 整えた。（相談件数597 件）	A	1：継続	身近な場所で子育ての悩み、 相談が行えるよう利用者が相 談しやすい環境を整える。	保育課
				3) 子育てコンシェルジュ を配置し、教育・保育施設 や地域の子育て支援事業等 の情報提供、相談、助言等 を行う。	3) 子育てコンシェルジュ を配置し、情報提供、相 談、助言等を行う。	3) 子育てコンシェルジュを 配置し、情報提供、相談、 助言等を行う。	3) 子育てコンシェルジュ を継続して配置し、子育て の悩み、相談に応じた適切 な相談窓口へつなげた。	A	1：継続	子育てコンシェルジュを継続 して配置し、子育ての悩み、 相談に応じた適切な相談窓口 へつなげる。	保育課
（ 3 ）担 い 手 を つ く		ボランティア等の人材育 成、活動の支援 「重点施策1② （計画書p39）」	社協と連携して、ボラン ティアの人材育成、活動支援 を行っています。 本市のボランティア活動の窓 口は、現在、社協、市民活動 センター、生涯学習課と3つ あります。三者間の連携を強 め、ボランティアが活動しや すい環境づくりを進めてい きます。	各ボランティアに関する相 談、紹介	ボランティアに関する相談 業務を市民活動センターの 窓口にて行う。	引き続き、個人ボラン ティア登録を行った人へボラ ンティア活動を紹介しマッ チングを行う。	個人ボランティア登録を 行った人へボランティア活 動を紹介し、マッチングを 行った。 ・令和5年度個人ボラン ティア登録者数69名（新 規登録者は10名） ・ボランティアマッチング 数10件	B	1：継続	引き続き、個人ボランティア 登録を行った人へボラン ティア活動を紹介し、マッ チングを行う。 新たな取組として、市民活動 センター事業でボランティア 活動の機会を創出し、ボラ ンティアマッチングを増加さ せていく予定。	企画政策課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 続・新 ・廃	令和6年度の実施計画	主な担当課
く る ・ 増 やす	①			シルバーカレッジの開催	シルバーカレッジを通じ、豊富な経験や知識、技能をボランティア等の活動に活かせる学習講座を開催することにより、高齢者の交流・健康づくりの場を提供でき、地域コミュニティの連帯感を育み、地域社会の活性化の促進を図る。	・生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の学習と交流の場であるシルバーカレッジを6月の入学式から1月の卒業式を含めて、計20回の講義を実施する。 ・シルバーカレッジOB会講座を、年4回以上開催する中で、OB生のボランティア活動状況を把握し、OB生から講師を発掘するきっかけとするため、アンケート等を実施する。	・シルバーカレッジについては、6月から1月まで、入学式及び卒業式を含め、21回の講義を実施し、高齢者の交流・健康づくりの場を提供することができた。 ・OB会講座を5回開催するとともに、令和4年度卒業生（第6期生）にアンケート調査を行い、地域学校協働活動ボランティア等の活動への参加状況を把握することができた。	A	1：継続	・生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の学習と交流の場であるシルバーカレッジを6月の入学式から1月の卒業式を含めて、計21回の講義を実施する。 ・シルバーカレッジOB会講座を、年5回以上開催するとともに、OB生のボランティア活動状況を把握するため、アンケート等を実施する。	生涯学習課
				海部地方ボランティアコーディネーター養成講座	大規模災害時に被災した市町村において災害ボランティアセンターを設置することとしているが、支援活動が円滑かつ効果的に行われるためには、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となる防災ボランティアコーディネーターの役割は極めて重要である。よって、海部県民センター及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーター養成講座」実施する。	海部県民センター及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーターフォローアップ講座」を実施し、防災ボランティアコーディネーターの育成に努める。	1月から2月に「防災ボランティアコーディネーターフォローアップ講座」を実施し防災ボランティアコーディネーターとして活動する人材を養成した。	A	1：継続	海部県民事務所及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を実施し、防災ボランティアコーディネーターの育成に務める。	危機管理課
				1) 講座や研修会を実施	1) 小さい頃から福祉の心を持たせるため、小中学生がボランティアなどできるように支援していく。また、福祉団体から担い手を発掘していく。	ボランティア養成講座の開催 ①手話奉仕員養成講座 ②ボランティア養成講座 ③移動援助サービス協力員養成講座	ボランティア養成講座 ・手話奉仕員養成講座（大治町社協と共同開催） ・ボランティア養成講座 ・移動援助サービス協力員養成講座	A	1：継続	ボランティア養成講座の開催 ①手話奉仕員養成講座 ②ボランティア養成講座 ③移動援助サービス協力員養成講座 ④傾聴ボランティア養成講座	社会福祉課
				2) 3者で話し合いを行い、冊子にしていく。	2) 冊子作成では、団体名や活動内容を記載し、市民が理解できるものを作成していく。	ボランティアコーディネーターを配置し、①相談の受け止め、②活動の場の開拓やボランティア募集、③情報の収集と整理、④調整や紹介、⑤気づきや学びの機会提供、⑥新たなネットワークづくりやプログラム開発、⑦記録・統計、⑧情報発信、等について専門的・総合的にコーディネートする。	・市内におけるボランティアマッチング機能を効果的に発揮するための、多機関連携に関して、市民活動センターと打合せを実施し、登録団体の一体的な情報統合の課題が継続している。	A	1：継続	ボランティアセンター、市民活動センター、生涯学習課に登録しているボランティア団体の共有し、市内でのボランティア活動やマッチングの効率化を図ります。 生涯学習課に市民活動センターと共同で共有化のアプローチをかける。	社会福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
	②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。今後も継続して、市民の多様な相談に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	市民が利用できる行政サービスや制度の周知。また、県主催による各種研修の案内及び参加促進。	担当地区での見守り訪問時に、緊急通報サービスや安心支え合いネットワーク事業といった有効なサービスの紹介ができるよう周知を図る。また、県主催の各種研修に参加してもらうことで委員として知見向上となる機会とする。	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明を行う。県主催研修を始め活動に役立つ研修・講座等を民生委員・児童委員に積極的に案内し、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明及び協力依頼を行った。新任民生委員・児童委員研修を始めとする県主催研修に多数の民生委員・児童委員が出席。受講環境がない委員を対象に動画上映を行った。	A	1：継続	各地区定例会において、緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業の説明を行う。県主催研修を始め活動に役立つ研修・講座等を民生委員・児童委員に積極的に案内し、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	社会福祉課
	③	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し、12月にはレベルアップ講座を実施予定。	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し53名が修了し地域の防災リーダーを養成した。また12月にレベルアップ講座を開講し、33名が修了した。	A	1：継続	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し62名が修了。11月から12月にレベルアップ講座を実施予定。	危機管理課
	④	老人クラブ等への支援	老人クラブは、現在108団体（令和5年（2023年）4月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な組織強化と活動の活性化を支援していきます。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行った。	B	1：継続	新たに営業を開始する事業者に協力を求めていく。	高齢福祉課
	⑤	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点として様々な講座や教室等を開催していきます。	毎年、人権ふれあいセンターにおいて、交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業を実施し、地域福祉の拠点となるよう運営を行っている。	各教室年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業全16教室を開催した。	A	1：継続	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等を開催していく。	人権推進課
				各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座として若者男女を対象とした様々な講座を開催	各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座を開催する。それ以外に、七宝公民館にて小学生とその家族を対象とした親子ふれあい講座を開催する。また、乳幼児とその保護者を対象とする幼児期家庭教育講座をミルキーねっとに委託して開催する。	【美和歴史民俗資料館】 お香講座 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を年8回以上実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回以上実施する。	【美和歴史民俗資料館】 お香講座、モロコの押し寿司講座を開催した。 【各公民館】 英語や中国語などの語学講座やパン作り等の料理講座を開催した。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を年8回以上実施した。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回以上実施した。	B	1：継続	【美和歴史民俗資料館】 お香講座・古文書解読講座 【各公民館】 ・英語や韓国語などの語学講座やコンピューターに不慣れな方を対象にパソコン講座を年12回以上実施する。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を年8回以上実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を年10回以上実施する。	生涯学習課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(3) 防災への取組を推進する	①	自主防災会の育成・支援 「重点施策5① (計画書p50)」	自主防災会が訓練を実施したとき、機材等を整備したときには、補助金を支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。 また、災害時の自主防災会の役割のひとつとして避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、高齢者や障がいのある人及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	自主防災会に対する事業費補助	・防災訓練補助金 参加人数×150円＋直接経費(上限5万円まで) ・防災倉庫補助金 9/10補助(上限20万円まで) ・防災資機材補助金 1/2補助(上限10万円まで)	令和5年度においても、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	自主防災会が主催する防災訓練が47回実施され、のべ4,610人が参加した。また、19の自主防災会において防災資機材を、5の自主防災会において防災資機材の整備及び修繕をした。自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備に対して補助金を交付し、地域防災力の要である自主防災会を支援することにより、地域防災力の強化の促進を図った。	A	1：継続	令和6年度において、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	危機管理課
	②	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防災に関する知識や対策等の出前講座を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。 また、防災リーダー養成講座や防災ボランティアの養成講座及びフォローアップ講座を開催し、防災ボランティアの育成に努めます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し、12月にはレベルアップ講座を実施予定。	6月から7月に防災リーダー養成講座を実施し53名が修了し地域の防災リーダーを養成した。 また12月にレベルアップ講座を開講し、33名が修了した。	A	1：継続	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し62名が修了。11月から12月にレベルアップ講座を実施予定。	危機管理課
	③	避難行動要支援者制度の充実 「重点施策2① (計画書p39)」	平成23年(2011年)東日本大震災などの教訓から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が課題となっています。 本市においても「あま市避難行動要支援者避難支援計画」により、避難行動要支援者名簿を作成しており、当事者や地域の協力を得ながら避難行動要支援者個別避難計画の作成・整備を進めています。	避難行動要支援者名簿の制度について、自主防災会長に対して講話する	自主防災会の情報交換会において、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。	自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらう。	自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。	A	1：継続	自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、社会福祉課が避難行動要支援者名簿を最新版に更新をしてもらう。	危機管理課
				避難行動要支援者支援システム導入事業	住基情報や福祉情報と連携して避難行動要支援者の把握を行い、避難支援等関係者(自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会等)に避難行動要支援者同意者名簿を提供することにより、平常時より発災時の避難支援方法・避難訓練の実施に活用し、地域防災力の向上を図る。 また、避難支援等関係者に働きかけ、避難行動要支援者ごとの状況に応じた個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築する。	同意を得られた対象者を反映した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を避難支援等関係者へ提供する。危機管理課と連携し、福祉避難所及び避難支援等関係者とともに個別支援計画の作成を進め、地域防災力の向上を図る。	避難行動要支援者の新規対象者へ同意書を送付、同意を得られた方は避難行動要支援者名簿(同意者名簿)に加え、避難支援等関係者へ名簿を提供できるようにした。	A	1：継続	同意を得られた対象者を反映した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を避難支援等関係者へ提供する。危機管理課と連携し、福祉避難所及び避難支援等関係者とともに個別支援計画の作成を進め、地域防災力の向上を図る。	社会福祉課
	④	災害ボランティアセンターの設置 「重点施策2② (計画書p40)」	災害時の災害ボランティアセンターの立ち上げを行い、ボランティアの受け入れや派遣を行います。	災害ボランティアセンターの機能向上	自主防災会との連携の強化やボランティアの育成により、災害時に設置する災害ボランティアセンターの機能工場に取り組む。	災害が起こった際に活躍する運営スタッフに対する研修を実施していく。	災害ボランティアセンター運営スタッフの研修を職員に実施した。センター設置の必要性やセンターの体制・役割について学び、災害が起こった際に活躍する運営スタッフの学び機会として実施。	A	1：継続	令和6年度より職員を対象とした災害ボランティアセンター関連の訓練を2回実施。 市防災訓練においては担当の危機管理課、市内介護事業所と打合わせを行い訓練のレベルアップを図る。	危機管理課・社会福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(4) 情報の共有・周知を図る	①	広報あま・市公式ウェブサイト等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報あまや市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信	地域福祉に関する情報が出てきた際は各種手法を使用し発信する。	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信した。	A	1：継続	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	人事秘書課
				広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	市広報誌に、犯罪情報を毎月掲載するなど、消防・防災・防犯において啓発すべき事項を定期的に市広報誌や市公式ウェブサイト、SNS等で発信していく。	消防・防災・防犯・交通安全において、最新情報や注意すべき事項を広報誌や市公式ウェブサイトに掲載した。	A	1：継続	市広報誌に、犯罪情報を毎月掲載するなど、消防・防災・防犯において啓発すべき事項を定期的に市広報誌や市公式ウェブサイト、SNS等で発信していく。	危機管理課
				広報紙や市公式ウェブサイト、市社協では社協だより、ホームページ、SNSで情報提供	広報紙や市公式ウェブサイトで発信。市社協からは、市社協だより、ホームページ、SNSで情報提供	引き続き市民に必要な情報を随時発信し、SNSも活用する。市社協では、引き続き社協だよりやHP、SNSを活用し福祉情報を発信し、認知度向上を図ります。	広報あまや市公式ウェブサイトにて地域福祉に関する情報を発信し、市民生活に直接関わる給付金などの情報は公式LINEからも発信しており、情報提供に努めた。市社協では、社協だよりを発行し、各種事業や活動状況等の福祉情報を発信しました。ウェブサイトでは随時更新し情報提供や各種申請書もダウンロードできるように努めた。また、SNSを活用して福祉情報を発信し、事業参加の促進を図った。	A	1：継続	引き続き市民に必要な情報を随時発信し、SNSも活用する。市社協では、引き続き社協だよりやウェブサイト、SNSを活用し福祉情報を発信し、認知度向上を図る。	社会福祉課
	②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が希望に沿ったサービスを選択できるように情報提供することが重要となります。市や社協の児童・障がい・高齢など、さまざまな相談窓口と連携を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援をする。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	市・社協の総合相談件数 電話 来所 訪問 その他 計 【市】 電話 1,171 来所 226 訪問 382 報告 570 調整 278 その他 57 計 2,684 【社協】 電話 5,475 来所 3,096 訪問 1,519 その他 0 計 10,090	A	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	高齢福祉課
				障がいのある人が福祉サービスに関すること及びその他の一般的な相談をすることができる体制を構築する。	専門的知識を持つ相談支援専門員を配置した一般相談窓口を設置する。	引き続き、市社会福祉協議会障害相談支援事業所に障がい者相談支援事業を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	社会福祉協議会障害相談支援事業所において、多くの相談に対応した。	A	1：継続	引き続き、市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	障がい福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
				1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置	1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置し、悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげた。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整えた。（相談件数597件）	A	1：継続	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	保育課
				2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置	2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整える。	身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整えた。	A	1：継続	身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	保育課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(5) 再犯防止の推進	①	保護司会の活動支援	保護司が地域を見守っている存在であることを知ってもらうためにも、保護司の活動を広報あまや市公式ウェブサイト等で周知します。	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発				3：新規	広報紙や市公式ウェブサイト で保護司の活動の情報発信に 努める。	社会福祉課
	②	保護司適任者の確保	全国的にも保護司の人数が1割不足しており、後継者探し が難航することから、保護司 の活動を周知することによ り、人材の確保に繋がります。	保護司の活動を周知し、人 材の確保につなげる	保護司の活動を周知し、人 材の確保につなげる				3：新規	保護司の活動を周知し、人材 の確保につなげる。	社会福祉課
	③	広報・啓発活動の推進	社会を明るくする運動等を通 じて、再犯防止に関する地域 での理解を深めます。	地域活動を行い、再犯防止 に関する地域での理解を深 める	地域活動を行い、再犯防止 に関する地域での理解を深 める				3：新規	社会を明るくする運動啓発活 動、薬物乱用防止推進活動、 学校との連携活動等の広報・ 啓発活動を行う。	社会福祉課

第3次あま市地域福祉計画 令和5年度事業実績・令和6年度実施計画

資料3

(評価基準)
A: かなり取り組めた(100%以上実施)
B: 取り組めた(70%以上100%未満実施)
C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)
D: あまりできなかった(40%未満実施)
E: 事業未実施

★基本方針 3. だれもが集うコミュニティの構築

重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(1) 包括的な相談の支援	①	重層的支援体制整備事業への準備 「重点施策3①(計画書p40)」	新たに重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制構築の準備に取り組みます。	重層的支援体制の実現に向けて体制を整備	福祉ニーズの複雑化・複合化により、世代や属性を問わない包括的な支援の必要性が高まっていることから、庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施を進める。				3: 新規	庁内の体制整備などを含めた重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討する。	社会福祉課
	②	生活困窮者支援の充実 「重点施策3②(計画書p40)」	生活に困っている方の早期発見と自立に向けた支援を実施するため、相談、就労支援、自立支援計画の作成・決定、制度間の連絡調整を継続します。 相談に向くことができない方については、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の支援につなげます。	あま市生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金を実施	生活困窮者自立支援窓口を社会福祉課(基目寺庁舎)に設置し、暮らしに不安を抱え、生活に困窮するなどしている市民を対象に、来所相談のみならず、積極的にアウトリーチを心がけ、相談支援を行っている。生活困窮者は複合的な課題を抱えている場合が多いことから、庁内関係課に留まらず、公共職業安定所をはじめとする職業安定機関や福祉関係団体と連携している。	令和5年度はウィズコロナに加え、物価高騰の影響による新たな生活困窮者像が生まれることが想定される。社会的背景を踏まえた支援が提供できるよう、引き続き、相談者に応じた生活困窮者自立支援制度の任意事業や他のサービスの利用を組み合わせ、生活困窮者支援を実施する。	令和5年度も生活困窮者支援を継続し、令和5年度の新規相談件数は313件だった。また、住居確保給付金は29件(72月分)を支給し、生活困窮者の自立の促進に寄与した。	A	1: 継続	令和6年度はウィズコロナに加え、物価高騰の影響による新たな生活困窮者像が生まれることが想定される。社会的背景を踏まえた支援が提供できるよう、引き続き、相談者に応じた生活困窮者自立支援制度の任意事業や他のサービスの利用を組み合わせ、生活困窮者支援を実施する。	社会福祉課
	③	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活の安定を図るために、子どもの生活・学習支援事業を実施します。 また、地域で行っている子ども食堂と連携していきます。	児童扶養手当受給者所得制限内の中学生を対象に生活学習支援を実施している。	学習支援や生活習慣等の支援を受けることによって学力と社会適応力を向上させ、ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定を図る。	七宝地区、基目寺地区に新たに美和地区を加え3か所で週に1度、生活学習支援を実施する。 ※七宝地区、美和地区: 毎週木曜日 ※基目寺地区: 毎週月曜日	七宝地区、基目寺地区、美和地区の3か所で年42回、生活学習支援を実施した。 ※七宝地区、美和地区: 毎週木曜日 ※基目寺地区: 毎週月曜日	B	1: 継続	七宝地区、基目寺地区、美和地区の3か所で週に1度、生活学習支援を実施する。 ※七宝地区、美和地区: 毎週木曜日 ※基目寺地区: 毎週月曜日	子ども福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
④	虐待防止の取組	高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待防止・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進していきます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和6年2月7日（水）午後2時より市役所において「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
			1）地域協議会、実務者会議の実施	実務者会議を行い、各組織との連携を密に行うことで、虐待防止や発生時の支援体制の協議をスムーズに行う。	地域協議会、実務者会議の開催	あま市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議を開催し、対応等を協議した。 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会1回 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会実務者会議12回	B	1：継続	要保護児童対策地域協議会1回 要保護児童対策地域協議会実務者会議12回	子ども福祉課
			2）虐待防止のための啓発活動の実施	虐待を防止するために啓発活動等の活動を行う。	街頭啓発活動や講演会開催等	あま市虐待等防止ネットワーク協議会において、虐待に関する啓発や連絡先機周知の記事をウェブサイトや広報に掲載した。市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発等で配布した。 【実施】街頭啓発活動3回 【実施】児童虐待防止に関する講演会 令和5年12月9日（土）午前10時～ あま市役所 2階 D会議室 35名	B	1：継続	街頭啓発活動 3回 児童虐待防止に関する講演会 1回	子ども福祉課
			障がい者虐待防止に関する講演会の実施	保護者・支援者に向けた講演会を実施し、虐待防止に関する意識を高める。	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、あま市・大治町障がい者支援協議会（旧海部東部障害者総合支援協議会）において、障害者虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	引き続き、市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	A	1：継続	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、あま市・大治町障がい者支援協議会において、障害者虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	障がい福祉課
			1）虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を行う。	1）虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配布。 ・虐待予防のためのリーフレット配布及び相談体制の充実。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施した。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布した。	B	1:継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	健康推進課
			2）児童相談所、子育て支援課と連携して対応する	2）健康推進課で虐待疑いの相談を受けた場合、子育て支援課、必要に応じて児童相談所と連携。	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	乳幼児健診の受診状況や保護者等からの相談内容によって、子ども福祉課、保育課及び児童相談所と連携し対応した。	A	1：継続	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	健康推進課
			虐待等に関する相談・通報事業	児童生徒虐待等に関する相談・通報を受付ける。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校からの要請に基づき、学校支援会議を七宝小学校1回 基目寺東小学校2回 開催した。	B	1：継続	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校教育課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
⑤		権利擁護支援の推進 「重点施策3③ (計画書p41)」	令和3年(2021年)に設置した権利擁護センターが司令塔となり、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護支援を実施しています。成年後見制度利用促進協議会を開催し、司法と福祉の連携強化に努め、成年後見支援の視点から、支援が必要な方を地域で支えるしくみづくりを行っていきます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和6年2月7日(水)午後2時より市役所において「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1:継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
				あま市権利擁護支援センターの立ち上げに向け、あま市権利擁護支援センター設立準備委員会を開催	あま市権利擁護支援センター設立準備委員会は司法関係者、医療機関関係者、福祉関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者で構成する。委員会の内容は、①事業の運営体制に関すること、②法人後見を受任する対象者に関すること、③事業の運営経費に関すること、④センター設立に関して必要な事項に関することを検討している。	引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。また、成年後見制度利用促進基本計画が5年目を迎えるため、第2次計画の策定に取り組む。	権利擁護センターを設置し、3年目となった。令和5年度は相談支援の延べ相談件数は531件で、市長申立ては2件を行った。権利擁護ケース検討会議は全6回開催し、13件の支援方針を検討した。また、成年後見制度利用促進協議会を9月と3月に開催し、成年後見支援における地域づくりも実施した。加えて、令和5年度から社会福祉協議会において、法人後見を実施できるよう事業化した。	A	1:継続	引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。	社会福祉課
	⑥	基幹相談支援センターの設置	幅広く障がい福祉に関する相談支援が行えるよう、基幹相談支援センターの設置に向けて検討します。				あま市・大治町障がい者支援協議会等において基幹相談支援センターの設置の必要性について協議を行った。	C	1:継続	引き続き、基幹相談支援センターの設置に向けて検討していく。	障がい福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
(2) 多様な人が集う場づくりの推進	①	身近な地域における居場所の提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域で気楽に集まれる拠点の設置、提供に向けた検討を進めていきます。 認知症カフェやサロンなど、既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	認知症カフェの開設・開催	認知症カフェを設置する事で、認知症の人やその家族が悩みや想いを話し、社会や地域とつながりを持てる場を提供する。	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	認知症カフェを15か所で開催した。 ●ふれあいカフェ美和11回開催 延べ144人 ●ふれあいカフェ甚目寺12回開催 延べ155人 ●ふれあいカフェあまちゃん中萱津12回開催 延べ140人 ●伊福ふれあいカフェ12回開催 延べ445人 ●ふれあいカフェあまちゃん下萱津12回開催 延べ155人 ●ふれあいカフェあまちゃん甚目寺公民館12回開催 延べ141人 ●ふれあいカフェなの花の会甚目寺12回開催 延べ206人 ●ふれあいカフェなの花の会美和6回開催 延べ181人 ●新居屋ふれあいカフェ12回開催 延べ167人 ●ご近所カフェポップ11回開催 延べ136人 ●ふれあいカフェあまちゃん正則12回開催 延べ137人 ●ふれあいカフェ歌声プラス7回開催 延べ243人 ●青空カフェ10回開催延べ311人	B	1：継続	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	高齢福祉課
				ふれあい・いきいきサロン支援事業	市内42カ所設置を目指します。また、今後は高齢者のみ参加ではなく親子や障がい者へ参加してもらう。地域についても区（大字）の垣根を超えて隣接している地域も参加してもらう。	まだ開催されていない地域にサロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。 また、各サロンにおける参加者の増加を図る為、市民に対するサロンの周知をより強く行っていく。	令和5年度においては、市内24地区、29サロンが開催された。 参加者もコロナ禍前ほどではないが増加傾向にある。	A	1：継続	・サロン（28か所）の活動の周知を行い、地域住民に関心を持ってもらい、参加を促していく。 ・サロンがない地域には、区長や民生委員・生活支援コーディネーター等から地域の実情や課題を把握していく。 ・サロンスタッフのスキルアップのための勉強会と交流会・視察研修（半田市）を実施する。	社会福祉課
		地域と学校の連携推進	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働活動の担い手となる保護者、PTA、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を推進していきます。	1) 地域学校協働活動推進員の力量向上	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、教育委員会主催の地域コーディネーター研修会や文部科学省・県教育委員会共催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」等の各種研修会へ参加する。	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、教育委員会主催の地域コーディネーター研修会や文部科学省・県教育委員会共催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」等の各種研修会へ参加した。	B	1：継続	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、教育委員会主催の地域コーディネーター研修会や文部科学省・県教育委員会共催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム・研修会」等の各種研修会へ参加した。	生涯学習課
				2) 運営委員会の開催	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を7月、11月、3月に開催する。	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を年3回開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催する。	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催した。	B	1：継続	2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を年3回開催するとともに、事務局と地域学校協働活動推進員の連絡調整のための連絡会議を随時開催する。	生涯学習課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和5年度の実施計画	令和5年度末の取組状況	進捗 評価	継・ 廃・新	令和6年度の実施計画	主な担当課
	②			3) 啓発用リーフレットの作成及び配布	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センター、各種団体とも随時連携し、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、令和6年3月に各戸配布した。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	C	1：継続	3) 各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	生涯学習課
				4) 地域学校協働本部だよりの作成及び配布	4) 地域学校協働本部だより（仮称）等の広報紙の発行、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 地域学校協働本部だよりを年1回発行した。	C	1：継続	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	生涯学習課
				5) 市民活動センター、各種団体との連携	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記した。	C	1：継続	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	生涯学習課
	③	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会を充実させるなど、在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。	市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	市民人権講座・外国人の人権日時：令和5年8月8日（火）	・あま市国際交流DAY 令和5年11月19日（日）午後1時から4時30分 参加者52名（外国人9名、日本人20名、スタッフ23名） 参加外国人の国紹介や日本文化体験を通して互いの文化を学ぶ機会を創出した。 ・音声自動翻訳機の設置 市役所の各階に1台ずつ設置し、母国語による窓口対応の充実を図り、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に努めた。	A	1：継続	・あま市国際交流DAY 参加外国人の国紹介や日本文化体験を通して互いの文化を学ぶ機会を創出する。 ・音声自動翻訳機の設置 市役所の各階に1台ずつ設置し、母国語による窓口対応の充実を図り、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に努める。	企画政策課 人権推進課
	④	障がい者の地域生活支援の促進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障がい福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。市内の障がい者向けグループホームは平成30年（2018年）12月の時点で6か所でしたが、令和5年（2023年）4月の時点で15か所となっており、今後も支援体制の充実を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に地域の活動に参加するための環境づくりを進めていきます。	地域生活支援拠点の整備	地域で生活する障がいのある人が適切な介護を受けられない時に居室を提供する緊急時居室確保事業と、ひとり暮らしの体験を希望する障がいのある人に体験的な宿泊を提供する体験的宿泊支援事業を実施する。	引続き多くの事業所の登録を促すため、周知を行っていく。	引続き、基幹相談支援センターの設置に向けて検討していく。	C	1：継続	引続き、基幹相談支援センターの設置に向けて検討していく。	障がい福祉課